

災害時における応急給水活動支援協力に関する協定書

北名古屋水道企業団（以下「甲」という。）と北名古屋・豊山上下水道協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害等により広範囲に及ぶ断水が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急給水活動支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て応急給水活動を迅速に実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害等が発生した場合で必要と認めたときは、北名古屋水道企業団の災害対策に関する規程（昭和53年規定第1号）第8条の規定に基づき、乙に対して応急給水活動支援協力要請することができる。

2 甲は、乙に前項に定める要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には口頭等により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被災の状況及び応急給水活動支援の内容
- (2) 応急給水活動支援を必要とする作業内容、運搬車両台数、及び人員数
- (3) 応急給水活動支援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（支援の内容及び行程）

第3条 この協定に基づいて甲が乙に要請する応急給水活動支援の内容及び行程は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 最大積載重量2トンまたはそれ以上の車両で、甲が必要とする台数を、乙が可能な限り用意し、甲が指示する場所に参集する。
 - (2) 乙が用意した車両に甲が用意した給水タンクを積載し、甲が指示する給水拠点へ乙が飲料水を運搬する。
 - (3) 運搬後、速やかに住民への応急給水活動を開始する。
 - (4) 甲が一人当たりの飲料水提供量を決定し、乙はそれに従い住民に飲料水を提供する。
- 2 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに応急給水活動を行うための体制を確立の上、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援の報告）

第4条 乙は、第2条に定める要請に基づき支援をおこなった場合は、次に掲げる事項について速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 支援の内容及び活動場所
- (2) 支援に従事した日、時間、人員及び車両数

(3) その他、支援に要した事項

(費用負担)

第5条 甲は第4条により乙から提出された報告を精査し、甲が定める基準により算出した額を乙に支払うものとする。

(労災補償)

第6条 応急給水活動において、乙の組合員及びその従業員が負傷、罹患、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

(損害賠償)

第7条 応急給水活動により、乙が第三者に損害を与えた場合は、甲の責に帰すべき理由により生じたものを除いて、乙が負担するものとする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日からの1か月前に甲又は乙から変更の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

上記協定の締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年8月2日

甲 愛知県北名古屋市薬師寺山浦1番地1
北名古屋水道企業団
企業長 鈴木 邦 尚

乙 愛知県北名古屋市法成寺法師堂52番地
北名古屋・豊山上下水道協同組合
理事長 大 野 茂